

記載要領等	寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書
-------	---

《使用目的等》

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託先美術館について、その登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消（以下「取消等」といいます。）がされた場合にその取消等の日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者にその特例美術品を寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限はその取消等の日から1月以内^{※1}です。

また、この申請書には、「寄託先美術館について、上記の取消等が生じた旨」及び「上記の取消等が生じた年月日」を明らかにする書類を添付して提出してください。

- ※1 この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その取消等の日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。
- 2 この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。

（注） ①「登録の取消」とは、博物館法第19条第1項の規定により登録を取り消された場合をいい、②「登録の抹消」とは、同法第20条第2項の規定により登録を抹消された場合をいい、③「指定の取消」とは、同法第31条第2項の規定により博物館相当施設の指定が取り消された場合をいいます。